

## 「安保法制違憲 神奈川訴訟」

2022年03月21日

集团的自衛権の行使を可能とした安全保障関連法の違憲性を問う集団訴訟が、全国で22地域・支部で25件、起こされた。今まで、18の裁判所で判決が出されたが、いずれも、原告の訴えは退けられてきた。そして、憲法判断は示されることはなかった。

神奈川県でも、421人の原告団が形成され、安保法制に基づく自衛隊出動の差し止めと、平和的生存権を侵害されたことへ、一人10万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。横浜地裁は17日、原告の訴えを棄却した。例によって、憲法判断は示されなかった。原告側は、当然、控訴する方針である。

私は原告団に加わり、毎回、裁判所に通っていたが、病気になってからは休んで、判決日も参加することができなかった。民事訴訟は、賠償請求によって裁判が成り立つので、生存権が脅かされている現実を明らかにしなければならない。しかし、この被害の実質を明確に提示することが困難であった。今回の横浜地裁の判決について、「東京新聞」では、下記のように報道している。関口剛弘裁判長は、「平和的生存権の具体的内容を明らかにすることは困難で、法律上保護される権利とは言えない」と述べ、武力行使による危険も「現時点では生じているとは認められない」と主張した。19例目の判決も、紋切型の同じ判決が出された訳である。ただ、安保法制の規定に不明確部分があり、国民の理解が不十分なまま、自衛隊が派遣されることを避けるため、「政府による説明と国会による議論が尽くされ、広く国民の理解を得て、安保保障に関する制度が整備されることが望まれる」と、注文を付けたそうである。弁護団は「訴えに耳を傾けたことは評価できる」と声明し、横須賀在住の原告共同代表の中西新太郎氏は「私たちの不安を分かってくれた。判決の意義は大きい」と話している。

現在の司法は政府、行政を追認する裁判所になっていると思えてならない。集团的自衛権を行使できる安保法制案が閣議決定された時、8割を超す法律学者たちが「憲法違反」であると証言していた。ところが、安保法制違憲訴訟が起こると、司法はことごとく、憲法判断を下さず、原告の訴えを却下し、安保法制を支持する態度を貫いている。仲間内では、どんなに敗訴しても、裁判を続けようと話し合っている。

名古屋で、イラク派遣違憲訴訟を起こした時も、私は原告に加わった。名古屋地裁で敗訴し、名古屋高裁でも、賠償請求は却下され、敗訴した訳である。しかし、裁判長は「イラク派遣は憲法違反である」と明言した。国は勝訴したので控訴できなかった。原告側も控訴せず、「イラク派遣は憲法違反である」という文言は生きた。裁判は勝ったような喜びであった。安保法制違憲訴訟においても、損害賠償は却下されても良い。しかし、安保法制は違憲であるという言葉を引き出したかった。裁判所は、自らが寄って立つ憲法判断を放棄したのである。裁判所の意味がなくなるではないか。

時おりしも、ロシアのウクライナ侵略戦争が進行している。テレビ、新聞で、戦争の報道を見聞きし、その実態は悲惨この上ない。プーチンの起こした戦争は彼自身の未来をなくした。仮に、戦争に勝ったとしても、彼の人生は敗北に終わる。また、そうさせなければならない。時を得たりと、日本の右翼的政治家たちは、憲法改定を声高に言い、軍備拡張、敵基地攻撃から、核の共同保有まで言い出した。

ロシアのウクライナ侵略戦争から、国境線を超えて他国に軍隊を進めたら、その国は世界から排除され、立ち行かないことを認識した。現在は、戦争に明け暮れるのではなく、平和を保持し、温暖化阻止を協力して達成しなければ、地球の未来はない時ではないか。